

## 埋蔵文化財について

### 【1】埋蔵文化財包蔵地とは

土器や石器、あるいは住居跡や古墳などの埋蔵文化財が包蔵されている土地のことを、一般的に遺跡といいます。しかし、「文化財保護法」では周知の埋蔵文化財包蔵地と呼んでいます。

豊中市ではこれまでに、80ヶ所以上が確認されており、市のホームページや教育委員会窓口で閲覧することができます。

### 【2】届出

文化財保護法第93条第1項では、埋蔵文化財包蔵地の中で、開発工事や建築などの土木工事を行おうとする場合、それらが不用意に破壊されることのないよう、工事着手の60日前までに届出を提出するよう義務付けています。（国の機関、地方公共団体等が行う場合は、第94条第1項の通知が必要です。）

届出は、教育委員会に備え付けの様式に、所在地や工事目的など所定の事項を記入し、工事概要を示す図面等を添付の上、教育委員会の窓口へ提出しなければなりません。

### 【3】確認調査

届出の内容にもとづいて、土木工事により埋蔵文化財に影響が及ぶと判断された場合、確認調査が必要となります。この確認調査は原則として事業主で実施していただきますが、個人住宅など、目的によっては教育委員会でも実施できる場合もあります。

また、工事による埋蔵文化財への影響が軽微、もしくは皆無な場合など、必ずしも確認調査を必要としない場合もあります。その場合、工事立会や慎重工事の指導を行っています。

### 【4】埋蔵文化財包蔵地以外の工事

埋蔵文化財包蔵地以外の土地であっても開発面積500㎡以上、または建築面積200㎡を超える土木工事については、事前の試掘調査について協力をお願いしています。これは遺跡分布図の精度を高めるとともに、未発見の遺跡の保護を図ることを目的としています。

### 【5】事前相談、その他

届出の提出時期は、工事着手の60日以前となっていますが、発掘調査が必要となった場合、相当な期間を要することも考えられますので、できるだけ早期にご相談ください。

※埋蔵文化財における手続きの流れにつきましては、次ページを参照ください。

詳しくは、下記までご相談ください。

問い合わせ先

豊中市教育委員会事務局 社会教育課 文化財保護係

第一庁舎 6階 TEL 06-6858-2581

■埋蔵文化財に関する手続きの簡単な流れ■

建築・開発工事等の計画

埋蔵文化財に関する事前相談  
(社会教育課文化財保護係)

(通常の建築・土木工事等)  
建築確認申請等

(500㎡以上の開発工事)  
開発許可相談

周知の埋蔵文化財包蔵地内

包蔵地以外の地域

埋蔵文化財発掘の届出の提出  
(工事着手の60日前まで)

大阪府教育委員会の通知(回答)  
[発掘調査] [工事立会・慎重工事]

確認調査申込書  
・承諾書の提出

工事立会・慎重工事

確認調査

埋蔵文化財が  
確認された場合

埋蔵文化財が  
確認されなかった場合

協議  
(調査方法・期間等)

慎重に工事着手

本発掘調査

計画変更等

(保存協議)

慎重に工事着手

調査完了後、工事着手

開発面積500㎡以上、  
または建築・工事面積が  
200㎡を超える場合

区画造成済みの  
地域など

工事着手

試掘調査の協力

埋蔵文化財が  
確認された場合

埋蔵文化財が  
確認されなかった場合

新規の包蔵地扱い  
(発見届の提出へ)

工事着手